No.289　2022/7/1

1 Minute News

TEL　03(6402)9555
FAX　03(6402)9556
URL　http://www.kojimaz.jp
E-Mail　h-kojima@kojimaz.jp

小嶋税務会計事務所　〒105-0004　港区新橋 6-19-21　ミドリヤビル 5 階

修正申告を行う場合の延滞税の計算

Q　今回、税務調査で追加納税が発生し、延滞税を納付することとなりました。延滞税については、毎年税率が異なるようですが、どのように計算するのでしょうか？

解説

延滞税は、税金の納付が納期限より後になってしまった場合に課されるものです。法定納期限から２か月間までとその後では税率が異なります。

１．原則と特例

法定納期限から２か月間は 7.3%、その後納付までの期間は 14.6%が適用されます。ただし、延滞税を軽減する以下の特例があります。

7.3%→2.4%（令和４年１月１日から 12 月 31 日まで）
14.6%→8.7%（令和４年１月１日から 12 月 31 日まで）

２．延滞税の計算方法

延滞税額＝納付すべき本税の額×延滞税の割合×延滞期間

①納付すべき本税の額が、10,000 円未満の場合には延滞税はかかりません。
②計算した結果、1,000 円未満の場合には納付義務がありません。
③100 円未満の端数は切り捨てます。

３．修正申告の場合

修正申告の場合には法定納期限から１年を超えた期間については延滞税は免除されます。

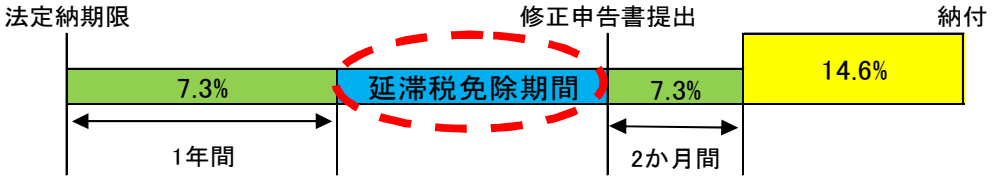

ただし、税務調査等で重加算税が課された場合については、延滞税の免除期間の適用はありません。

要するに…

税務調査で修正申告をする場合でも、基本的には延滞税の免除期間の適用があり、延滞税率もかなり低く抑えられています。しかし、重加算税が課された場合は、延滞税の免除期間の適用がなく、延滞税も多額になる可能性がありますので、気を付けましょう。